

平成24年度 第7回流山市福祉施策審議会 会議録

日時 平成25年3月28日(木)

午後1時30分～3時5分

場所 流山市役所第1庁舎3階庁議室

1 次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 議題

(ア) 平成25年度の諮問予定について

- ① 流山市福祉手当支給に係る諮問について
- ② 流山市特定疾病療養者見舞金支給に係る諮問について
- ③ 流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に係る諮問について
- ④ 地域災害医療対策会議の設置に係る諮問について

(イ) 介護支援サポーター事業について

2 配布資料

「平成25年度の諮問予定について」

「介護支援サポーター事業について」

3 出席者

議長・・・中 登(会長)

委員・・・石塚 三喜夫 中村 美加 漆原 雄一 池上 諄一
鎌田 洋子 松本 裕美 鈴木 孝夫 大津 直之
鈴木 五郎 白野 幸子

事務局・・・健康福祉部長 染谷 郁 健康増進課課長補佐 大谷 守 健康増進
課係長 寺田 厚 健康福祉部次長兼高齢者生きがい推進課長
河原 智明 介護支援課長 矢口 道夫 介護支援課課長補佐
早川 仁 障害者支援課長 増田 恒夫 障害者支援課課長補佐
古林 泰子 障害者支援課障害者給付係長 小西 和典 社会福祉
課長 村越 友直 社会福祉課事務員 佐々木 苑子 社会福祉課
主査 小島 正 社会福祉課健康福祉政策室長 宮本 晴朗

傍聴者・・・なし

4 議事録

【司会】健康福祉政策室長 宮本 晴朗

【挨拶】中 登会長

【説明及び質疑】

中議長： それでは、議事に入らせていただきます。本日は事務局の都合によりまして、議題（２）介護支援サポーター事業について、を先に審議させていただきますので、委員の皆様にはご了承願います。それでは、（２）介護支援サポーター事業について、事務局から説明をお願いします。

介護支援課早川課長補佐： 本日は、私どもの都合により、議題の介護支援サポーター事業について、を先にご審議いただきます。申し訳ありません。

介護支援課早川課長補佐：（２）介護支援サポーター事業について 説明

中議長： 只今、（２）介護支援サポーター事業について、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

白野委員： サポーターの養成とは良いアイデアですね、今施設等でボランティアが働いていますねこれとの兼ね合いはどうでしょうか。

介護支援課早川課長補佐： 既存のボランティアさんには、個人個人でこのサポーターに参加するかを決めていただくこととなります。計画書の５ページの見出しの６番に活動するボランティアとの関係として、整理しております。この図ではシーツ交換を特養で行っているボランティアグループとして示しております。例えば、お１人の方は、これまでどおりのボランティアとして活動する。もうお１人方はご自身の判断でサポーター事業に参加して研修を受けその結果として手帳を取得して活動するというのもできます。このグループで行っているシーツ交換はサポーター活動に該当します。

すなわちサポーターとして登録しお２人目の方のこのグループにおける活動は、サポーター活動として評価されることとなります。ただそれは先ほど申し上げるように、サポーターとして手を上げていただく、研修を受けて手帳の交付を受けていただくことが条件です。今までどおり、ボランティアとして活動する場合は、もちろん研修を受けていただく必要はございません。以上でございます。

白野委員： もう１点、７ページのところに、事故発生時の対応についてですが、サポーターの方の健康問題ですが、たとえばサポーターの方が施設に行ったときにインフルエンザを感染源になるとか、反対に施設の方から感染を受けるとかあった場合何処かにうたってありますか。怪我や事故については記載されていますが、両者の感染予防対策についても記載がないと問題が起こるのではないのでしょうか。

介護支援課早川課長補佐： まず１つは、委員ご指摘の予防対策については、サポーター活動の研修でマナーの一つとしていただくような意識付けをしっかりと行っていきその上でサポーターを受け入れてくれる施設に対してもボランティアを含め健康管理をきっちりとさせていただくように、事業者側にもお願いして行きたいと考えてお

ります。

池上委員： 6 ページのところをサポート受入機関がありますが、介護事業者に限定されていますが、各自治会でやっているふれあいサロンがありますが、そういうところに、派遣は考えていないのでしょうか。

介護支援課早川課長補佐： このサポート事業についてはこの4月からスタートするもので、これを出発点として、事業の検証をしつつ進めて参りたいと考えており、その中でこの事業の趣旨に合致するもの、それからこの事業は介護保険の介護予防事業の一つとして、介護保険財源を使いながら運営してまいります。そうした中でルールに合致するものであるかを判断の材料として、活動の場について拡大していけるかどうか、テーブルに乗せて検討して行きたいと考えています。

鎌田委員： 今の池上委員のお話を聞いて思ったのですが、活動の場について病院等のボランティアで高齢者お一人で通院される方が多いのですが、通院のとき付き添っていただくと大変助かりますが、ご検討ください。

早川課長補佐： 研究させていただきたいと考えております。

鈴木五郎委員： 確認ですが、とてもよくできていますが、介護予防なので65歳以上ですよとなっていますが、若い人、学生も介護サポートしていますが、おじいちゃん・おばあちゃんが介護サポートすると1ポイントで100円になるのは、一緒にやっても若者は何の評価もされない差があるのは、問題点となるのではないですか。

中議長： これは介護予防と言うことで、介護を受けないよう努力しましょうというのが趣旨で若者はサポーターとは別に考えていただかないと、今回はあくまで介護予防ですから生きがいを感じていただくのが趣旨です。

松本委員： 介護支援サポーター活動についてですが、いろいろやるのが3ページに出っていますが、サポーターとなった場合アからキまでありますが、自分の不得意なことまでしなければならぬのか自分で選んでできるのか、お聞かせください。

早川課長補佐： 計画書の8ページをお開きください。見出しの10、サポート活動先の手配についてをご覧ください。これは受け入れ機関として市が認めた特別養護老人ホームからデーターを出していただき、どのような仕事でサポーターを必要としているかの情報です。サポーターには随時最新版を配信または配布してまいります。その中でどのような活動ができるかが明確となっていますから、ご自分のしたいと思われる活動を選んで、事業者と交渉できるようになっています。

漆原委員： 介護サポート管理機関と受け入れ施設があって同じとなることあるのですか。

早川課長補佐： 4ページで管理機関は流山市社会福祉協議会に委託します。受入機関は市内の介護保険施設あるいは、事業所になりまして、具体的な施設や事業所の種類につきましては、4ページの見出しの5事業の内容のエに記載しております。流山市社会福祉協議会は通所施設の登録を受けておりますので、受入機関の一つとなりますが、管理機関業務を適切に行うとする契約となっておりますので区別をしていける

ものと考えております。

漆原委員： 社会福祉協議会がやっていただけるということで、準公務員的立場の方がやっていただけるということで、公平性があるかなと思いますので、その話はわかりました。別なことになりますが、先ほど松本委員の質問の中で、草刈とか花壇の手入れなどシルバー人材センターができる仕事と重複しているところがあるのですが、そのすみ分けはどのようにするのですか。

早川課長補佐： 委員ご指摘のとおり仕事の面でシルバー人材センターが行う業務と重なるものもありますが、この事業は元気な高齢者をもっと増やして、介護保険の利用者にならない仕組みを作ろうとするもので、市場で競合するものではなく、話し相手やリクレーションのお手伝いなどが、活動の中心となります。花壇の手入れや草刈等は施設の業務の中の部分的なものですので加味して考えていただきたい。

鈴木孝夫委員： 社会福祉協議会と市と協議させていただいて、4月1日から実施ということで、協議を進めているところですが、今度新たにナガポンのポイントを付けたらどうか、いうことが出ていますがそのポイントを交換するときどのような手続きになるのか、やり方を確認させていただきたい。

早川課長補佐： ナガポンのポイント転換には20%の上乗せがあるという特典があります。手続きの進め方としては、ポイントを交付金に転換したいのか、ナガポンに交換したいのか、希望を取ります。交付金につきましては決定次第指定口座に振込みます。ナガポンを希望される方のうちナガポンカードをお持ちの方は、一定の期間内にカードを提出していただき、あるいは持参いただき、ポイントを付ける専用の機械がありますので、そこを通していただいてポイントを付けさせていただきます。また、ポイントカードを持っていらっしゃらない方には、新しくお名前や連絡先の情報を入れた上で、ポイントの入ったカードを新しく発行させていただいて、ご自宅に郵送させていただきます。

漆原委員： ナガポンカードについてお尋ねしたいのですが、千ポイント2千ポイントとポイントごとに千円とか2千円とかを介護の予算から出すとの説明があったのですが、ナガポンは20%加算されますが、そのお金の出所はどこになるのですか。

早川課長補佐： 20%部分につきましては、市役所内部で商工課が持っている商工費から財源を付けていただけることとなりまして、そちらを活用して20%分のポイントを付けさせていただきます。

漆原委員： 私が思うには、総額いくらになるか分かりませんが、介護の方から余計に引き出すのであれば、職員の給与に転嫁してはと思ったのですが。

染谷健康福祉部長： 実は20%というのは、流山市内の商業振興を目的として、商工費から支出するもので、商業振興ということで大変ありがたいことです。

中議長： 有難うございます。介護支援サポーター制度は、65歳以上の高齢者の地域福祉活動を通じた社会参加及び地域貢献を奨励するとともに、高齢者自らの介護予防を支援する事業ですので、普及に努めていただきたいと思います。

続きまして、議題（１）平成２５年度の諮問予定についてです。事前に資料を郵送させていただきましたが、各福祉施策を進める上での問題点を国の動向や市の現状等を考慮して、ご審議いただくこととなります。それでは、最初に、① 流山市福祉手当支給に係る諮問について説明をお願いします。

増田障害者支援課長： ①流山市福祉手当支給に係る諮問について 説明

中議長： 只今、①流山市福祉手当支給に係る諮問について、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

池上委員：福祉費と福祉手当合わせると２４年度で２２億円位になりますが、これを抑えたいと思う気持ちはあると思いますが、問題は新しいサービスです。たとえば私が３千円から８千円をもらっているとすると、これを削られるのはしょうがないと思いますが、同等のサービスかサービスを受ける頻度とかそういうものをうまく比較しないと、削ったことだけが前面に出てしまいます。私は個人的には現金よりサービスの方が良いと思っておりますが、例えばそれがずれて新しいサービスの実施が３年先になってしまう、などとなるとちょっとショックが大きいと思いますので、それを慎重にやっていただかないと、カット・カットと捉えられてしまうと、せっかく討議しても無駄になってしまうと思います。

鎌田委員：見出しが現金給付からサービス給付への転換として見直しが多く使われていますが、要するに現金給付をやめてしまうということですか。

増田障害者支援課長：そこを説明させていただきます。現金給付を全くやめてしまうということは考えておりません。諮問させていただいて、この会で議論していただくわけですが、それまでに資料も更に用意させていただき、そういう中でゼロにするのではなくて、こういう部分は必要ないですねと。たとえば、現在サービス使うと手当が２分の１に減額されるという制度があります、そういうことを議論していただいてどういう姿が望ましいかであり、現金給付を減らしていくことは間違いありませんが、あくまでもゼロにしていくというものではなくて、時代に合った制度のあり方を議論していただければと考えております。

鎌田委員：これから議論していくのですか、事務局の提示案は無いのですか。心身障害者福祉費は残すけれど福祉手当は無くすとかそういう案は全然ないのですか。

増田障害者支援課長：案は今後お示しいたしますが、今のところどれだけ削るかとか具体的な案は持ち合わせておりません。

鎌田委員：では、予算とか毎年どの位抑えたいとかその辺はどのようにお考えなのでしょうか。

染谷健康福祉部長：次回諮問する際には、たたき台をお示しする予定はあります。ただし先に市の方針、考えありきで進んでいくようなことはしたくないと考えております。この紙１枚でも現金給付がなくなってしまうとの錯覚を与えてしまいかね

ない。流山市が導いてしまうような資料は出したくない。ただたたき台がなければ議論はできないと思いますが、その中で自由な議論をして、先ほど課長から申しあげたとおり制度ができてから長い時間がたって今の時代にマッチしない制度もあるかも知れません。先ほど委員からお話があったように現金より磨かれたサービスへの移行の方が時代にマッチしているかも知れません。そういうような議論をお願いしたいので我々が案は出しませんが、たたき台は出してまいります。

増田障害者支援課長： 先ほど説明の中で心身障害者福祉費が19億になりますが、その中にこの福祉手当も含まれております。

鈴木五郎委員： 今話し合われているのと同じでこの資料を見ていたら私も現金給付ゼロにするんだ、止めるんだと思ったので、でしたら10年とか20年かけて段階的にこういうふうに減らしてサービスの方に振替えて行くのか、もっと資料を分かりやすく作ってもらいたい。千葉県内ではこの市単独事業はどうなっているのか、既得権の問題になるので、あまりショックがないように徐々に振替えて行く方が良いと思うので、それが解るような資料作ってもらいたいのですが。

染谷健康福祉部長： 皆様に誤解を与えるような資料をお出しして申し訳ございません。皆さんを違った方向に導いてしまうような資料提出は今後ないように気をつけて参ります。これは決してゼロにするものではありません。

中村委員： 私も全部なくなってしまうものとびっくりしました。サービスを充実させて行く方向性は賛成です。そういう流山市であって欲しいと思っております。前回よりサービス内容が細かく書かれていて、相談支援など無かったことがあるので、読んでいますが、知的障害のサービスは充実されていると思っておりますが、サービスを受けていない方もいらっしゃいますよね。そういう方々へのサービス支援というのはどのようにお考えなのか、人数をどれだけかけられるか解らないのですが、どういうサービスなら受けられるのか、聞き取りとかは考えておられますか。また、時代にマッチしていないものは削除していくとおっしゃっていただきましたが、それをどうやって削除していくのですか、考えていらっしゃいますか。

増田障害者支援課長： 確かにサービスを受けていない方もいらっしゃいます。そういう中で作ろうとする新体制紹介というのがありますが、こちらはこれからサービスを受けようとする場合、自分がどういうサービスが受けられるかという相談支援を通して紹介していく。ですから現在サービスを利用していないが将来的にはサービスを利用される方もいらっしゃると思います。そういうことをやって行けばいいと思います。

中村委員： これは既存のサービスをベースに書かれていますが、新しいサービスを掘り下げることはないのですか。今あるサービスに自分がマッチしていないので、利用していないかもしれない、欲しいサービスがあるかも知れないと思うのですが。

染谷健康福祉部長： 今回の福祉手当見直しの諮問する大きな目的というのは、正直申しあげて増え続ける福祉手当の抑制ということは確かにあります。今度は現金給付

から現物給付サービスの向上がまた一つの目的です。よって現金給付の抑制に走るのではなくて、掘り下げてより良いサービスを一緒に考え出して、福祉手当の見直しと同時にサービスがこれだけ良くなりましたというものを議論していただいて、市として発表して行きたいと考えています。

中議長： 有難うございます。それでは、次に、② 流山市特定疾病療養者見舞金支給に係る諮問について説明をお願いします。

村越社会福祉課長： ② 流山市特定疾病療養者見舞金支給に係る諮問について説明

中議長： 只今、②流山市特定疾病療養者見舞金支給に係る諮問について、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

鈴木五郎委員： まだ良く理解できていませんが、流山市特定疾病療養者見舞金を（５）で見れば経済的負担の軽減を図っていく制度に改正していくということであれば、見舞金から負担軽減制度に組替えますということでこの（３）で支給額を引き下げると書いてあるので、見舞金は残っていて単純に支給額だけを引き下げようと思われそうですが今の説明では全てに自己負担が導入されるので、所得によって自己負担の軽減措置に切換えて行こうかなと思って伺っていたのですが、だったらはっきりと書いたらどうですか、（３）は予算額が限られている中で特定疾患が３００に増えてくれば一件あたりの金額は下がってくるのは、はっきりしている。もう少しすっきりさせた方が良くと思います。

村越社会福祉課長： まず対象者ですが、特定疾病の受給者証の保有者と病院の診断書に基づいて出しているという方法を取らせていただいております。その辺を整理し、国基準に基づき、特定疾病の受給者証の保有者だけに絞っていく事についてどうかがまず一点、それと特定疾患医療受給者証の交付者ですけれども、前年度の所得額により、自己負担額が定められています。たとえば、前年度の所得税が５千円以下であれば、月額３，４５０円。１万５千円から４万円であれば入院で１万１千円が、外来であれば５千５百円個人負担が課せられています。その辺を助成していけたらというのが一つ目の検討課題です、それと既存の見舞金という形でその疾病に罹っている方に金額を下げながら支給していこうか２つの方法で検討させていただいております。

鈴木五郎委員： Ａ案Ｂ案、見舞金とは単純ではないですか、疾病の数が３００にも増えて、受給者証により負担割合が違っている方に軽減措置をとっていくとしたら見舞金というような名目ではないように思えますが。

村越社会福祉課長： 今現在の制度規則が流山市特定疾病療養者見舞金規則となっております、その目的に関しましても医療費の助成ではなく療養者または保護者の労苦に報いるものです。それを見舞金という形ではなくて、経済的負担の軽減を図る目的に変えるものか、既存の見舞金という形で支給金額を下げながら支給していくのか、３００疾病でどれだけの対象者が流山市にいるのか、まだ未知数です。見舞金にしてもその金額が試算できていない状況です。これからその３００疾病で該当者がどの位

いるのか、把握しながら進めていかなければならないと考えております。

池上委員： 二つほどあります。見舞金の支給を受けるには診断書だけではだめになり、特定疾患医療受給者証の一本にしようということで、特定疾患医療受給者証というのがどういう形で発行されるのか、もう一点は、現況調査をして23年度は件数、金額ともに減っていますよね、どなたがどういう形で調査したか知りたいのですが、生活保護でもっと追跡調査しないのかと感じておりますので、そのような調査を充実していけば、むだな部分がカットされて実際に必要な方に還元できるのではないかと。2点ほどお伺いします。

村越社会福祉課長： 受給者証の交付ですが、特定疾病の診断書が出され、それを保健所に申請し、それが受理されて受給者証が交付されます。その交付された受給者証を基本に市の見舞金の対象にしようとするものです。次に現況届についてですが、受給者証が交付されそれが継続していれば問題がないのですが、所得とかの関連で受給者証の交付を受けていない方もいらっしゃいます。そういう方も診断書を見せていただいて、特定疾病であれば、見舞金を支給してきましたが、特定疾病の治療も確立してまいりまして、経過観察だけの方もいらっしゃいます。現況届に診断書を付けていただいて、内容審査をさせていただき、継続治療が中断されている方を確認させていただいております。

池上委員： 書類審査のみで、関連調査までは実施していないのですね。

村越社会福祉課長： はい。

漆原委員： 今度300種類に変わるわけですが、その前の61疾病に市独自に4種類ありと説明がありましたが、その増えた分にその4疾病があるのかどうか。

村越社会福祉課長： 300疾病以上となっておりますが、具体的疾病名は明らかになっておりません。流山の場合4疾病ですが、橋本病等は特定疾病からのぞかれている疾病もあります。今回、国に合わせた形で対象者を絞ることにより、既存の疾病であれば、対象者は減りますが、疾病の種類が増えることで対象者は増えていくと考えます。

漆原委員： そうしますと、300疾病からこの4疾病が外れることもありますね。いままで手当を受けていた方が、国の基準に合わせることで、いきなり取り上げられることもありますね。国の動向を見なければいけません、市がこの人は必要だと判断した人をいきなり変えるから見舞金を出せませんというのは、やめて欲しいのですが。

村越社会福祉課長： 何年かかけて周知していこうと考えています。ただ300疾病の人数を把握しきれていないので、試算もできていない状況です。今後の課題とさせていただきます。

白野委員： 東京から越してきた人から、川一つでこんなに違うのですかと聞かれたのですが、回りの市も調べて参考にしたらいかがでしょうか。

村越社会福祉課長： 近隣の市も参考にしたいと考えております。

中議長： 何かほかにございますか。ないようですので、次に移ります。続きまして、

③ 流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に係る諮問について 説明をお願いします。

健康増進課大谷課長補佐： ③ 流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に係る諮問について 説明

中議長： 只今、③流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に係る諮問について、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

ないようですので、それでは、最後となりますが、④ 地域災害医療対策会議の設置に係る諮問について、説明をお願いします。

健康増進課大谷課長補佐： ④ 地域災害医療対策会議の設置に係る諮問について 説明

中議長： 只今、④地域災害医療対策会議の設置に係る諮問について、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

大津委員： このようなお話をお聞きする前に我々医師会に市民からどのような対応をしてもらえるかがありまして、これまで医師会で系統立てて検討したことがなかったのですが、東日本大震災以来市民から不安の訴えがあり、医師会の中で災害対策の委員会を独自で立ちあげました。第1回目の会合には消防をはじめ市からもたくさんの方がお見えいただきました。医療機関が災害時どのような活動をしたら良いか、医師会独自で立ち上げたものです。市でそのような会が立ち上がれば、医師会からも参加することとなりますが、市内に救急病院が3つありますが、そこに集中すると病院がパニックになってしまうので、医療機関・診療所ですがどの程度働けるか、なかなか診療所を開設している医師の意識があるかという意識はそれほどないという感じはもっています。皆様の心配に答えられるよう医師会としても会員に意識を高めていって災害時には、こういう活動をしてくださいという指示が出せれば良いなと考えていますが、はじめばかりですので、こうしますとは言えない状況ですが、現状をお話しさせていただきました。

鈴木五郎委員： 流山市の地域防災計画では、一般市民の避難所と要介護度3とか5の方が避難する福祉避難所は市内に何か所作るか決まっているのですか。

健康増進課大谷補佐： 現在の計画では、既存の施設と協定を結んで受け入れしていただくこととなっております。新たに施設を作ることはありません。

鈴木五郎委員： 10年位前に中越地震の現場に行ったら、一般の避難所と福祉避難場と分けて在宅の方を受け入れて全国から介護福祉士や看護師が応援に来ている現場に立ち合ったことがあります。今朝の新聞にも出ていましたが、東日本大震災のときは、福祉施設も災害にあって避難しなければならない状況で、避難距離が長かった施設ほどこの2年間で死亡率が高かったと出ていましたが、市内の特養がそのまま使えるとは限らないので、もしものときは、近隣の何処に避難するのか、災害の大きさによって違いますが、東日本大震災のときは、流浪の旅のようにさまよった施設が多くあるようで、特に障害者施設は避難先がなくて往生したようですが、そうい

うような計画も立てたほうがよいと思います。

中議長：有難うございます。委員の皆様から多くのご意見をいただきましたが、只今の4件につきまして、平成25年度中に諮問が行われる予定です。国からの通知等により内容が明確になりましたら、正式に諮問を行いたいとの事務局の意向ですのでよろしくをお願いします。次に議題（3）、その他についてです。事務局からお願いします。

宮本健康福祉政策室長： 次回の福祉施策審議会につきましては、4月下旬を予定しております。内容は、老人福祉センター等の福祉施設を見学していただきます。皆様には、市の福祉施策全般にわたりご審議をいただいておりますが、実際に福祉施設をご覧いただけてないのではないかと思いますので、ぜひ市内の福祉施設を視察していただき、審議会に役立てていただきたいと考えております。日程が決まり次第、改めて開催通知を出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

中議長： 本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。ご協力ありがとうございました。